

商労文教委員会会議記録（第3号）

令和7年12月22日

福島県議会

## 1 日時

令和7年12月22日（月曜）

午前 10時59分 開議

午前 11時 5分 閉会

## 2 場所

商労文教委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」（第1号添付）のとおり

## 4 出席委員

委員長	渡邊 哲也	副委員長	渡辺 康平
委員	長尾 トモ子	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	宮本 しづえ
委員	橋本 徹	委員	伊藤 達也
委員	山田 真太郎	委員	金澤 拓哉

## 5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

### 渡邊哲也委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。  
初めに、12月19日の委員会で提出を求めた資料については、手元に配付しているので確認願う。

これより、本委員会に付託された知事提出議案11件を一括議題とする。

既に付託議案に対する質疑を終結しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分、同第5号、同第7号、同第11号、同第27号、同第32号、同第48号のうち本委員会所管分、同第52号、同第60号、同第61号及び同第62号のうち本委員会所管分、以上11件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案8件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、議員提出議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認める。よって、議員提出議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第132号については、先日の委員会において可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

議員提出議案第132号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立少数。よって、議員提出議案第132号は、否決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第133号から同第135号まで、以上3件については、先日の委員会において可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

議員提出議案第133号から同第135号まで、以上3件は、一括継続審査すべきもの

と決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立多数。よって、議員提出議案第133号外2件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、議員提出継続審査議案第95号から同第97号まで、以上3件については、先日の委員会において可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続審査議案第95号から同第97号まで、以上3件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立多数。よって、継続審査議案第95号外2件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された請願14件を一括議題とする。

初めに、新規請願95号は、採択すべきものとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認める。よって、新規請願95号は、採択すべきものと決定した。

次に、新規請願91号及び同96号、以上2件については、先日の委員会において採択、不採択と意見が分かれたので、直ちに採決する。

新規請願91号及び同96号、以上2件は、一括採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立少数。よって、新規請願91号外1件は、いずれも不採択とすべきものと決定した。

次に、新規請願92号から同94号まで、同97号、継続請願17号及び同66号から同68号まで、以上8件については、先日の委員会において採択、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

新規請願92号から同94号まで、同97号、継続請願17号及び同66号から同68号まで、

以上8件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立多数。よって、新規請願92号外7件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、継続請願62号から同64号まで、以上3件については、先ほど継続審査すべきものと決定した継続審査議案第95号から同第97号までとそれぞれ関連する請願である。

お諮りする。

継続請願62号から同64号まで、以上3件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

渡邊哲也委員長

起立多数。よって、継続請願62号外2件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件であるが、

- 商工業の振興について
- 観光と物産の振興について
- 雇用・労働対策について
- 教育と学習の振興について
- 地方公営企業について

以上の5件については、なお慎重に調査する必要があると認められるので、閉会中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については私に一任願う。

以上で全部の議事を終了した。

これをもって、12月定例会における商労文教委員会を閉会する。

(午前 11時 5分 閉会)